

春日井市介護保険給付の制限等実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第66条から第69条までに規定する保険給付の制限等の実施について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、法、介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「政令」という。）、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。）の例による。

(基準)

第3条 政令第30条第1号及び第2号（政令第32条第1項において準用する場合及び同条第2項において規定する場合を含む。）並びに政令第35条第1号及び第2号に規定する特別の事情並びに省令第100条第1号及び第2号（省令第104条において規定する場合及び第109条において適用する場合を含む。）並びに省令第113条第1号及び第2号に規定する事由の基準は、次の表に掲げるとおりとする。

特別な事情又は事由	基準
政令第30条第1号及び政令第35条第1号	被保険者又はその属する世帯の生計を主として維持する者（以下「主たる生計維持者」という。）の所有に係る財産について生じた損害金額（保険金、損害賠償金等により補てんされるべき金額を除く。）がその価額の10分の3以上であること。

政令第 30 条第 2 号 及び政令第 35 条第 2 号	死亡し、又は心身に重大な障害を受け、若しくは長期療養（現に継続して 6 月以上療養を要すると認められる場合をいう。）を要する主たる生計維持者の当該年中の合計所得金額の見込額が前年中の合計所得金額に比し、減少すると認められること。
省令第 100 条第 1 号 及び省令第 113 条第 1 号	主たる生計維持者の当該年中の合計所得金額の見込額が前年中の合計所得金額に比し、2 分の 1 以下に減少すると認められること。
省令第 100 条第 2 号 及び省令第 113 条第 2 号	

（保険料滞納者に係る支払方法の変更）

第 4 条 市長は、法第 66 条第 1 項又は第 2 項の規定に基づき、第 1 号被保険者の被保険者証に支払方法変更の記載をする場合は、あらかじめ介護保険給付の支払方法変更予告通知書（第 1 号様式）により、通知を行うものとする。

2 市長は、前項の通知の際、相当の期間を定め、当該第 1 号被保険者に弁明の機会を与え、弁明書（第 2 号様式）の提出を求めるものとする。

3 市長は、前項の弁明書の提出があった場合は、速やかにその内容を審査し、その結果を弁明書の審査結果通知書（第 3 号様式）により当該第 1 号被保険者に通知するものとする。

4 市長は、第 2 項に定める期間内に弁明書の提出がない場合又は前項の弁明の内容について相当の理由がないと認める場合は、当該第 1 号被保険者に介護保険給付の支払方法変更通知書（第 4 号様式）を交付し、支払方法変更の記載をするものとする。

5 市長は、支払方法変更の記載の対象となる第 1 号被保険者について、省令第 41 条第 2 項及び第 55 条第 2 項の規定にかかわらず、要介護更新

認定及び要支援更新認定の有効期間の延長を行わないことがある。

- 6 支払方法変更の適用は、支払方法変更の記載をした日（以下「記載日」という。）の属する月の翌月の初日からとする。ただし、記載日が月の初日である場合は、当該記載日からとする。
- 7 政令第 31 条に規定する滞納額の著しい減少とは、次の各号のいずれかに該当する場合とする。
 - (1) 滞納額が 2 分の 1 以上減少したとき。
 - (2) 滞納額の分割納付計画をしており、要介護認定又は要支援認定の有効期間の満了日までに滞納額が確実に納付されると見込まれるとき。
 - (3) 第 1 号の割合に満たない場合であって、市長が特に認めるとき。
- 8 市長は、支払方法変更の記載の消除の申請があった場合は、速やかにその内容を審査し、記載消除の可否を決定し、介護保険支払方法変更記載消除決定通知書（第 5 号様式）又は介護保険支払方法変更記載消除却下通知書（第 6 号様式）により、当該申請に係る第 1 号被保険者に通知するものとする。ただし、市長は、前項第 1 号又は第 2 号に該当することが市の保有する台帳等で確認できたときは、前段の申請を省略して支払方法変更の記載を消除できるものとする。
- 9 支払方法変更の終了は、支払方法変更の記載を消除した日から効力を生ずるものとする。

（保険給付の支払の一時差止）

第 5 条 市長は、法第 67 条第 1 項又は第 2 項の規定に基づき、第 1 号被保険者に対して保険給付の支払の一時差止をする場合は、介護保険給付の支払一時差止通知書（第 7 号様式）により、通知を行うものとする。

- 2 市長は、支払方法変更の記載を受けている第 1 号被保険者であって、保険給付の支払の一時差止がなされているものが、なお滞納額を納付しない場合は、介護保険滞納保険料控除通知書（第 8 号様式）を交付して、当該一時差止に係る保険給付の額から滞納額を控除するものとする。

(医療保険各法の規定による保険料等に未納がある者に対する保険給付の一時差止)

第6条 市長は、第2号被保険者についての保険給付差止の記載に関し必要があると認める場合は、当該第2号被保険者の加入する医療保険者に対し、介護保険要介護認定等申請受理通知書(第9号様式)により、当該第2号被保険者に係る医療保険料等の納付状況等について、情報を求めるものとする。

2 市長は、当該第2号被保険者の加入する医療保険者からの情報提供により、当該第2号被保険者の被保険者証に保険給付差止の記載をする場合は、あらかじめ介護保険給付の支払一時差止予告通知書(第10号様式)により、通知を行うものとする。

3 市長は、第6項において準用する第4条第2項に規定する期間内に弁明書の提出がない場合又は第6項において準用する同条第3項の弁明の内容について相当の理由がないと認める場合は、当該第2号被保険者に対して介護保険給付の支払一時差止通知書(第11号様式)を交付し、保険給付の差止の記載をするものとする。

4 政令第32条第2項に規定する未納医療保険料等の著しい減少とは、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

(1) 未納医療保険料等が2分の1以上減少したとき。

(2) 前号の割合に満たない場合であって、医療保険者の意見に基づいて市長が特に認めるとき。

5 市長は、保険給付差止の記載の消除の申請があった場合は、当該第2号被保険者が加入する医療保険者と協議の上、速やかに記載消除の可否を決定し、介護保険保険給付差止記載消除決定通知書(第12号様式)又は介護保険保険給付差止記載消除却下通知書(第13号様式)により、当該申請に係る第2号被保険者に通知するものとする。

6 第4条第2項、第3項、第5項、第6項及び第9項の規定は、第2号

被保険者の保険給付差止について準用する。

(保険料を徴収する権利が消滅した場合の保険給付の特例)

第7条 市長は、法第69条第1項の規定に基づき、第1号被保険者の被保険者証に給付額減額等の記載をする場合は、当該第1号被保険者に対して介護保険給付の給付額減額等通知書(第14号様式)を交付し、給付額減額等の記載をするものとする。

2 第4条第6項の規定は、給付額減額等について準用する。

3 市長は、介護保険給付額減額等の記載の消除の申請があった場合は、速やかにその内容を審査し、記載消除の可否を決定し、介護保険給付額減額等記載消除決定通知書(第15号様式)又は介護保険給付額減額等記載消除却下通知書(第16号様式)により、当該申請に係る第1号被保険者に通知するものとする。

4 給付額減額等の終了は、給付額減額等の記載を消除した日又は給付額減額期間が経過した日の翌日から効力を生ずるものとする。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成13年11月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成30年11月1日から施行する。

2 この要綱の施行の際、改正前の春日井市介護保険給付の制限等実施要綱の規定に基づいて調製されている用紙類は、改正後の春日井市介護保険給付の制限等実施要綱の規定にかかわらず、当分の間、そのまま又は所要の訂正をして使用することがある。

附 則

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

2 この要綱の施行の際、改正前の春日井市介護保険給付の制限等実施要綱の規定に基づいて調製されている用紙類は、改正後の春日井市介護保険給付の制限等実施要綱の規定にかかわらず、当分の間、そのまま又は所要の訂正をして使用することがある。